

広島県告示第五百八十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について洪水浸水想定区域を指定する。

その指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を示した図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに各河川区間担当建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十年広島県告示第二百七十一号（浸水想定区域の指定）（二級河川瀬野川水系瀬野川に係る部分に限る。）、平成二十年広島県告示第八百十三号（浸水想定区域の指定）（一級河川芦田川水系指定区間砂川、一級河川芦田川水系指定区間出口川、一級河川芦田川水系指定区間御調川、二級河川藤井川水系藤井川及び二級河川本郷川水系本郷川に係る部分に限る。）、平成二十年広島県告示第八百十七号（浸水想定区域の指定）（一級河川芦田川水系指定区間高屋川、一級河川芦田川水系指定区間吉野川、一級河川芦田川水系指定区間加茂川、一級河川芦田川水系指定区間箱田川、一級河川芦田川水系指定区間有地川、一級河川芦田川水系指定区間神谷川、二級河川羽原川水系羽原川及び二級河川山南川水系山南川に係る部分に限る。）、平成二十一年広島県告示第六百一号（浸水想定区域の指定）（一級河川芦田川水系指定区間服部川に係る部分に限る。）及び平成二十二年広島県告示第二百七十六号（浸水想定区域の指定）（一級河川江の川水系指定区間神野瀬川、一級河川江の川水系指定区間西城川（広島県北部建設事務所担当）に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和二年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

洪水浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称	河川の区間		担当建設事務所
一級河川芦田川水系指定区間加茂川	右岸	福山市加茂町栗根（栄橋）から福山市御幸町大字中津原（高屋川合流点）まで	広島県東部建設事務所
	左岸	福山市加茂町栗根（栄橋）から福山市神辺町大字川南（高屋川合流点）まで	
一級河川芦田川水系指定区間服部川	右岸	福山市駅家町大字服部本郷六九三番二地先から福山市駅家町大字坊寺（芦田川合流点）まで	〃
	左岸	福山市駅家町大字服部本郷六九三番二地先から福山市駅家町大字坊寺（芦田川合流点）まで	
一級河川芦田川水系指定区間神谷川	左岸	福山市新市町大字藤尾（藤尾発電所付近）から福山市新市町大字新市（芦田川合流点）まで	〃



一級河川江の川 水系指定区間西 城川		右岸	庄原市水越町（庄原市市境）から三次市三次町（馬洗川合流点）まで	広島県北部建設事務所及び広島県北部建設事務所庄原支所
二級河川瀬野川 水系瀬野川		右岸	広島市安芸区上瀬野町字五百田六四三番一地从先から安芸郡海田町明神町（海）まで	広島県西部建設事務所
		左岸	広島市安芸区上瀬野町字小田村四七四番一地从先から広島市安芸区船越南五丁目（海）まで	
二級河川山南川 水系山南川		右岸	福山市沼隈町大字上山南（横倉川合流点）から福山市沼隈町大字常石（海）まで	広島県東部建設事務所
		左岸	福山市沼隈町大字加羅谷一〇一三四番地先から福山市南今津町（海）まで	
二級河川藤井川 水系藤井川		右岸	三原市深町字白畑一〇二二〇番地先から福山市高西町川尻（海）まで	広島県東部建設事務所及び広島県東部建設事務所三原支所
		左岸	尾道市原田町小原字中間四一一番地先から福山市南松永町二丁目（海）まで	
二級河川本郷川 水系本郷川		右岸	尾道市原田町梶山田字宗延四六五三番地先から福山市南今津町（海）まで	"
		左岸	福山市神村町字奥田上二二六〇番地先から福山市柳津町三丁目（海）まで	
二級河川羽原川 水系羽原川		右岸	福山市神村町字奥田上二〇二三番地先から福山市柳津町一丁目（海）まで	広島県東部建設事務所